

# 令和2年 鱒ヶ沢町農業委員会 第10回定例会総会会議録

令和2年10月12日（月）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 3階第4委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会

◎出席委員 12名

1番	兼岡 正英	10番	兼平 昭光
2番	神 文人	11番	對馬 孝
3番	三上 三樹	12番	木村 重美
4番	佐藤 松子	13番	工藤 清
5番	木村 暢子		
6番	木村 賢一		
7番	工藤 修二		
9番	井上 豊久		

◎欠席委員 1名

8番 工藤 文信

事務局	1. 開会 ただ今より令和2年第10回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命  会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を1番の兼岡委員、2番の神委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長  事務局	<p>4. 諸般の報告  諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号  令和2年9月4、8、9、10日  鱒ヶ沢町第3回定例会  場 所：鱒ヶ沢町役場 議場  出席者：工藤会長、事務局（田村）</p> <p>報告第2号  令和2年9月25日  耕作放棄地の非農地認定に係る事前調査会  場 所：舞戸町字東禿地内外4件  出席者：兼岡正英委員、神文人委員、對馬孝委員、事務局（齊藤、太田）</p> <p>報告第3号  令和2年9月28日  農地法第3条及び5条許可申請に係る事前調査会  場 所：建石町字餅ノ沢地内外3件  出席者：木村暢子委員、井上豊久委員、木村重美委員、事務局（齊藤、太田）</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>5. 議案の上程  議案の上程を致します。</p> <p>議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第35号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第36号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>

議長

6. 議案の審議

議案の審議に入ります。議案第33号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

農地法第3条第1項の規定により、許可申請書の提出があった件について農業委員会の許可を求めるものであります。議案第33号の詳細について申し上げます。

番号38

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢24番4

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,753㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、親子間の贈与による所有権移転です。

番号39

農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字中山ノ井72番1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 943㎡

外畑1筆 合計2筆

合計面積 982㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、親戚間の贈与による所有権移転です。

番号40

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字大平80番2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,954㎡

外畑1筆 合計2筆

合計面積 4,148㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、親子間の贈与による所有権移転です。

資料4頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、2項の第7号をご覧ください。

番号38番、39番、40番の所有権移転につきましては9月28日、農業委員の木村委員、井上委員、木村委員と事務局が現地を確認しまして、周辺の農地の利用状況を確認しております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

それでは議案第33号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について早速審議に入ります。

議案第33号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第33号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第33号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

続きまして議案第34号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第34号は農地法第5条農地転用許可にかかる意見についてであります。提案理由は農地法第5条第1項及び同法第5条3項の規定に基づき、当農業委員会の意見を付して県知事に送付したいので審議を求めるものであります。

今総会に申請されましたのは賃貸借による一時転用が1件、工事用仮設道路の建設であります。

番号6農地の所在は、鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野164番2、登記簿地目現況共に畑、農地転用面積は5,311㎡のうち192㎡であります。

6頁の図面をご覧ください。風力発電事業機器資材の輸送に際し、転回場所として使用するため農地の一部を一時転用するものであります。

面積は必要最小限で、工事完了後につきましては、速やかに農地に戻すということで地権者と契約しているということで、許可相当であると判断しました。

一般基準については、事前調査会が開催されていますので省略します。

以上です。

議長

ただいま事務局より、議案第34号の説明がございましたが、番号6の事前調査会をおこなっておりますので、当日の調査員にあたっている井上委員に調査結果報告をお願いします。

井上豊久委員

令和2年9月28日、木村暢子委員、木村重美委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第34号6番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。

申請地は北浮田町字平野164番2、面積は、5,311㎡のうち192㎡、地目は登記・現況ともに畑となっております。

一般基準からみた判断を申し上げます。

申請内容は中泊の風力発電施設への資材運搬のための輸送車の転回場所としての一時転用であり、現地調査をしたところ、資料6頁の図面の区域内を盛り土し鉄板を敷く計画となっており、一時転用終了後には確実に農地に復旧することが申請者と地権者との間で確約されており、問題はないとみました。

井上豊久委員　　また、面積的にも適当と思われ、資金関係については残高証明書が提出されており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、本申請は許可相当と認められました。  
以上、現地調査の報告を終わります。

議長　　それでは議案第34号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について早速審議に入ります。  
議案第34号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてつきましてご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場　　〔「異議なし」という声あり〕

議長　　異議なしとのことですので、採決致します。議案第34号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場　　(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので議案第34号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について原案のとおり許可することに決定致します。  
続きまして議案第35号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

事務局　　議案第35号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数	0件
----	----

地目別面積	田	0㎡
	畑	0㎡
	樹園地	0㎡
	計	0㎡

2. 利用権設定

再設定	6件	55,484㎡
新規	1件	357㎡
計	7件	55,841㎡

## 契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
3年から5年契約	3筆	16,222 m <sup>2</sup>
6年から9年契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
10年以上の契約	15筆	39,619 m <sup>2</sup>
計	18筆	55,841 m <sup>2</sup>

## 貸手・借手内訳

貸手農家	7名
借手農家	4名

## 地目別面積

田	51,886 m <sup>2</sup>
畑	3,955 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	55,841 m <sup>2</sup>

## 3. 総地目別面積

田	51,886 m <sup>2</sup>
畑	3,955 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	55,841 m <sup>2</sup>

## 4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

## 地目別面積

田	0 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	0 m <sup>2</sup>

つづきまして詳細についてご説明致します。

番号137

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上唐松61番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 6,495 m<sup>2</sup>

外田1筆 合計2筆

合計面積 8,015 m<sup>2</sup>

再設定

利用権の設定をする者と受ける者については記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。

番号138

農地の所在 鯨ヶ沢町大字南金沢町字上唐松61番地3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 357㎡

新規設定

利用権の設定をする者と受ける者については記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。

番号139

農地の所在 鯨ヶ沢町大字南金沢町字唐松143番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,886㎡

外田8筆 合計9筆

合計面積 17,992㎡

再設定

利用権の設定をする者と受ける者については記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。

番号140

農地の所在 鯨ヶ沢町大字南金沢町字上高根山446番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,193㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 9,300㎡

再設定

利用権の設定をする者と受ける者については記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。

番号141

農地の所在 鯨ヶ沢町大字北浮田町字今須170番地1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 4,585㎡のうち3,955㎡

再設定

利用権の設定をする者と受ける者については記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 10年

賃借料 全部で45,000円での契約です。



事務局

番号142

農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田130番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,707㎡

再設定

利用権の設定をする者と受ける者については記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号143

農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字平野174番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4,453㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 13,515㎡

再設定

利用権の設定をする者と受ける者については記載のとおりです。

利用目的 田

期間 3年

賃借料 全部で150,000円での契約です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今議案第35号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第35号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第35号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第36号耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について、事務局説明をお願いいたします。

11頁をご覧ください。提案理由として鱒ヶ沢町長より依頼のあった農地・非農地の判断対象地について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

12頁をご覧ください。令和2年度耕作放棄地に係る農地・非農地の判断対象地について説明致します。関係者は5名、計7筆、地目は全て畑、合計面積が32,902㎡であります。

現況確認結果については14頁をご覧ください。

番号1

農地の所在地 鱒ヶ沢町大字舞戸町字東禿104番64

農家基本台帳地目 畑 所有者は記載のとおり

合計面積 1,122㎡ 現況確認実施日 9月25日

資料写真のとおり現況が森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから、3人の農業委員とも「非農地」と判断いたしました。

番号2

農地の所在地 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸162番

農家基本台帳地目 畑 所有者は記載のとおり

合計面積 448㎡ 現況確認実施日 9月25日

資料写真のとおり現況が森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから、3人の農業委員とも「非農地」と判断いたしました。

番号3

農地の所在地 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸298番1 外1筆

農家基本台帳地目 畑 所有者は記載のとおり

合計面積 3,414㎡ 現況確認実施日 9月25日

資料写真のとおり現況が森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから、3人の農業委員とも「非農地」と判断いたしました。

番号4

農地の所在地 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須230番

農家基本台帳地目 畑 所有者は記載のとおり

合計面積 7,698㎡ 現況確認実施日 9月25日

資料写真のとおり現況が森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから、3人の農業委員とも「非農地」と判断いたしました。

番号5

農地の所在地 鱒ヶ沢町大字長平町字西岩木山179番 外1筆

農家基本台帳地目 畑 所有者は記載のとおり

合計面積 20,220㎡ 現況確認実施日 9月25日

資料写真のとおり現況が森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから、3人の農業委員とも「非農地」と判断いたしました。

なお、本日の総会において「非農地」と承認されますと、非農地通知書を登記名義人に通知いたします。当農業委員会では登記簿地目を現況にそった地目に変更登記してくださるよう要請します。また農地基本台帳から経営面積を除外する旨を記載しています。以上です。

議長	<p>ただ今議案第36号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
木村重美委員	<p>12番木村です。</p> <p>耕作放棄地を非農地にするまでに数年必要とするが、期間を短縮することはできないのか。</p> <p>現況が明らかに耕作に適合していない土地も、非農地とするまでに数年掛かっているのはなぜなのか。</p>
議長	<p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会は、年に1回、全ての農地の状況を調査しなければならないとされており、その調査により判明した町内の農地を、荒廃の程度に応じてA分類とB分類に区分し、管理しています。</p> <p>A分類は抜根、整地等することにより再生利用が可能な荒廃農地、B分類は森林化している等再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。</p> <p>毎年調査を行っているため、農地・非農地の判断対象となるB分類を新しく発見というのは通常ありません。</p> <p>また、調査結果をもとに区分の見直しもしており、A分類からB分類にするまでに数年必要とするため、非農地認定するまでの期間を短縮することは難しいと考えます。</p>
議長	<p>その他質問はありませんか。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第36号について原案のとおり議決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第36号、耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について原案どおり議決することに決定致しました。</p>
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>(午前10時30分)</p>

8. その他

- ・次回の総会は11月10日（火）午前10時に開催予定。

会 長	工 藤 清
会議録署名者	兼 岡 正 英
〃	神 文 人